

改正後	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章の二 (略)</p> <p>第四章 雑則(第四十三条―第五十条の四) 附則</p> <p>第十八条の四 令第二十四条第六号及び第二十五条の六第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、令第二十四条第一号から第五号までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を障害児通所支援負担上限額(同条に規定する障害児通所支援負担上限額をいう。以下この条及び第十八条の六において同じ。)としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、令第二十四条第六号に定める額を障害児通所支援負担上限額とするものとする。</p>
改正前	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章の二 (略)</p> <p>第四章 雑則(第四十三条―第五十条の三) 附則</p> <p>第十八条の四 令第二十四条第六号及び第二十五条の六第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、令第二十四条第一号から第五号までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を障害児通所支援負担上限額(同条に規定する障害児通所支援負担上限額をいう。以下この条及び第十八条の六において同じ。)としたならば保護(生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要とする状態となる者であつて、令第二十四条第六号に定める額を障害児通所支援負担上限額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。</p>

第九条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。(傍線部分は改正部分)

<p>(厚生労働大臣が定める事項の評価等)</p> <p>第十三条の二 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該経過的指定障害者支援施設の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(経過的障害者支援施設に関する読替え)</p> <p>第十四条 経過的障害者支援施設について第十三条及び第二十二條の規定を適用する場合においては、第十三条第一項及び第二十二條第二項中「又は就労継続支援B型」とあるのは、「就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(経過的障害者支援施設に関する読替え)</p> <p>第十四条 経過的障害者支援施設について第十三条及び第二十二條の規定を適用する場合においては、第十三条第一項及び第二十二條第二項中「又は就労移行支援」とあるのは、「就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と読み替えるものとする。</p>
---	---

改正後	<p>目次</p> <p>第一章〜第十一章 (略)</p> <p>第十二章 雑則(第八十八条の五) 附則 (職員)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第一項各号に掲げる施設及び場合に於て、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>5〜9 (略)</p> <p>第十二章 雑則 (電磁的記録)</p> <p>第八十八条の五 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面(書</p>
改正前	<p>目次</p> <p>第一章〜第十一章 (略)</p> <p>附則 (職員)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>5〜9 (略)</p> <p>(新設)</p>

第十條 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。附則において「設備運営基準」という。)の一部を次の表のように改正する。(傍線部分は改正部分)

<p>(電磁的記録)</p> <p>第五十条の四 小規模住居型児童養育事業者及び養育者等並びに児童自立生活援助事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）
 第十一条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。附則において「指定通所支援基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章第七節 (略) 第八章 雑則 (第八十三条) 附則 (従業者の員数) 第五条 (略) 2 4 (略) 5 第一項第一号及び前二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>目次 第一章第七節 (略) 附則 (従業者の員数) 第五条 (略) 2 4 (略) 5 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>

5 第一項第一号及び前二項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 8 (略)

(従業者の員数に関する特例)
 第八十条 多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第五条第一項から第三項まで及び第五項、第六条（第三項及び第六項を除く。）、第五十六条、第六十六条第一項から第三項まで及び第五項、第七十一条の八第一項並びに第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定通所支援事業所」と、第五十六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」という。）とあり、並びに同

5 第一項第一号及び第二項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 8 (略)

(従業者の員数に関する特例)
 第八十条 多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第五条第一項から第三項まで及び第五項、第六条（第三項及び第六項を除く。）、第五十六条、第六十六条第一項から第三項まで及び第五項、第七十一条の八第一項並びに第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定通所支援事業所」と、第五十六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」という。）とあり、並びに同

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。附則において「設備運営基準」という。)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第十一章 (略) 第十二章 雑則(第八十八条の五) 附則 (職員) 第六十三条 (略) 2・3 (略) 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第一項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 5～9 (略) 第十二章 雑則 (電磁的記録) 第八十八条の五 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形、他人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</p>	<p>目次 第一章～第十一章 (略) 附則 (職員) 第六十三条 (略) 2・3 (略) 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 5～9 (略) (新設) (新設)</p>

により行うことができる。